

第8回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第4班議事録

日 時 平成21年9月3日(木) 14:00～16:00

場 所 大分市役所 第2庁舎 大研修室

出席者

【第2班参加委員】

川辺正行、永松弘基、宮邊和弘、古岡孝信、廣瀬惇子、長野幸子、高瀬圭子、小林知典の各委員(計8名)

【事務局】

企画課 永野謙吾

<第8回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第4班>

座長	前は、私が座長をやったんですけれども・・・
委員	前は、人数が少なかったため、出席者の役割が大きかったので、前回欠席された方で是非発表されたいという方は、お願いします。
座長	まずは、もう一度、改めて簡単に自己紹介から参りますか。
委員	事務局側として作業を早急に進めなければならないという立場と、もう少しゆっくり(議論をしたい)という立場の2面性をもって参加しております、非常に悩んでおります。(言い換えると)もっと市民に投げかけて案を作っていくという気持ちと、逆にマニフェスト項目の実現を早く行って、早く市民にお示しをしたいという気持ちの間に立っておりますが、自分なりにうまく整理しながら、皆さんといっしょに作り上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	広く市民の声を聞きながら、もちろん、理念も大事でしょうけれども、中身のしっかりしたものを皆さんといっしょに作り上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	前は、大変申し訳ありません、欠席をさせていただきましたけれども、資料等を読ませていただきました。皆さんとともに議論を重ねるなかで、市民にとって分かりやすいものを作っていくことが必要かと思っておりますし、その

	<p>ためには、スケジュール的な制約もあるでしょうけれども、必要な議論はしっかりとしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>私は、一般公募で選出されて参加しております。以前は高校の教員をしておりまして、現在は、NHKの講座の講師をしております。ですから、立場的には、何も縛られるものがないものですから、今までの経験の中から感じたいろいろな事柄について、ある程度自由に述べさせていただければと思っています。</p>
委員	<p>若者が夢を持って生きていけるような大分市を作っていければということと、高齢者が年齢を重ねていっても「生きていて良かった。」と感じられるようなまちを作って行きたいと思います。そうしたことが実現できるようなものを何か基本条例のなかに盛り込むことができればいいなと思っています。「生きやすいおおいた」「楽しく生きられるおおいた」そんな大分市が作れたらよいなと思っています。</p>
委員	<p>日ごろから私がやっております民生委員の仕事というのは、生まれた赤ちゃんから高齢者の方までを見守るということですがけれども、最近、子どもの虐待ということが問題となっていますし、それから、高齢者（の自立が困難になったり、病状）が悪くなった時点で、いつもたらいまわしにされて、なかなか受け入れてくれる場所がないという現状を、私たちがお世話をするなかで見えてきております。そんな状態がないこと、高齢者が一生安心して過ごせる、安住の地というのでしょうか、そういう場所を早く提供できるような、体制を作れるような大分市でありたいなと思っています。</p>
委員	<p>私自身は、専門分野がヨーロッパの歴史ということで、自治ということとは、直接には関係ないんですけども、ただ、歴史を見てみると、最近の日本の状況、特に今お話に出たような高齢者の問題とか、赤ちゃんの将来の問題とか、何か時代が中世に逆戻りしてしまったような、そんな実感をすごく抱いてますので、そんなことにならないように、21世紀にふさわしいありかたを作っていければと思っています。また、せっかくの条例ですので、きれいな言葉だけを並べるのではなくて、実際に使える効力のある、そういうものにしたいなと思っています。皆さんといっしょに勉強しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>こういうまとめ役は、なかなか難しいのですが、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、前回のまとめが資料として出てますけれど、これについては、（特に内容のおさらいをしなくても）もういいでしょうか？</p>
委員	<p>（この資料は要約版で、実際には）もうちょっといろいろ（な意見が）あったんですけども、資料の枚数の関係で、カットされている部分もありますが、例えば、市民の定義を議論したらいいんじゃないかとか、選ばれた委</p>

	員だけで決めるのではなくて、もっと市民を巻き込んで、もっと広く意見を求めていくべきではないかとか、そういった意見もありました。ですから、すべて網羅されている訳ではありませんけれど、全体の意見の骨子としてとらえれば、これで良いだろうと判断しております。
委員	これは、全グループが同じテーマを与えられて議論をしたということですね？前は。
委員	そうですね。ただ、この班は少し人数が少なかったですけども、各グループで、それぞれの思いとか、どういうかたちで作っていくのかとか、市民の問題なども出まして・・・
委員	自由な発想のなかで（の議論）ということですね。
委員	そうですね。
座長	重点テーマを絞り込むというプロセスがないものですから、話題としてはいろいろ出たけれども、まとめというところまでは、全然できてはいないですね。ですから、今日はある程度、重要課題というものを意識して、あまり広げずに議論をしてはどうかなと思います。
委員	あまり問口が広がっても、あまりとりとめのないところで終わってしまうので、そろそろ何か各論的というか、ひとつの問題で議論をしてもいいのではないかなと。そのテーマをどこにするかというのも別にありますけれども、とにかく何かに着目して議論をしてもいいのかなという気がいたします。
委員	先ほど委員長の方で、今後の手続きについて議論をしてくださいということがありましたけれども、それ以外にも、われわれ各自でこういうことを話すというのは、別にかまわないのですね。
委員	それは、別にかまわないと思います。
委員	われわれの判断で、きちんと整理していればよいわけですから。
委員	これは重要だということがあれば、随時話題にしていいいわけですね。
座長	委員さんは、先ほどのお話で、大分市の将来像について、何かイメージをお持ちのようですが、何かひとつ、今の大分市に足りないものとか、あるいは、こういうものが欲しいんだというものがありますか。
委員	私は、先ほど委員長が分けられた3つの類型からいくと、具体的なところから入っていきたいと思っています。ですから、自治基本条例というものに

ついて、非常に限定的な手続きのなかでしか、考えを用意してきていないのですけれども、例えば、今までの委員さんの議論を聞いていると、課題に思っている問題というのは、みなさん切実にたくさん持っていて、例えば、高齢者の問題であるとか、教育の問題とか、環境であるとか、非常にたくさんあって、全部取り組んでいかなければならないものなんですけれども、ただ、それらを自治基本条例のなかに全部盛り込んで、方向性を示せるかっていうと、実際問題としては難しいと、個人的には思っています。で、それをやる場所というのは、例えば、大分市で総合計画というのが作られているのですけれども、そのなかで全部入っていることなんですよ。ですので、具体的には、例えばこの自治基本条例のなかに、総合計画の位置づけというものをきちんと盛り込んで、その総合計画に、もっとたくさんの方の市民の方の声を反映させられるような仕組みをそこで定義していくというのが、実効性のあることなのかなというふうに思ってます。多くの市民の方というのは、総合計画があるということは、ぼんやりとは知っているのですが、そのなかで何がどう決められているのかというのは、なかなか実際には、掴まれていないだろうと思うのですけれども、市のこれからの5年間、10年間というのは、その総合計画のなかで決められていることに従って動いていくこととなりますので、そこにどれだけ多くの市民の方の意見を取り込めるかということが、とても重要になってくるのではないかと思います。

座長

総合計画というものが、どういったかたちで作られるべきかということと、それから、総合計画ができたとして、それを市民全般に知らせるのにどういう手をうたらいいかというところが、総合計画を生かすために非常に大事だと思います。で、総合計画自体については、けっこう大勢の方がかわって作りますよね。ですから、そういう点では、わりあい良くできていると思うんですけれども。

委員

ひとつの例を言いますと、すこし横道に逸れすぎるかもしれませんが、平成19年に、それまで2010を目標にした大きな総合計画、これは、自治法上に基本構想は議会の議決をとらなければならない義務というのがあります。そうすると議会の議決をとる分が、どうしても10年先とかいう話になってるんで、漠然としてるんで、その総合計画の中に基本構想、基本計画というのがあります。そうすると、基本計画というのが5年先ぐらいを定めた計画になるんですが、そこも漠然としたものということにはなりませんので、そこは、議会の方から提案がありまして、行政側だけで作るのではなくて、議会の議決を経るようにしてくれと、ですから、ほかの都市とはちょっと違って、議会提案でいわゆる総合計画のなかの基本構想・基本計画の部分を議会と議論して作るように変えたんです。これは議会側の話なんですけれどもね。それと、そこに、総合計画に至るまでに、相当な市民参加を入れて、アンケートだとか、各種団体の議論とか、それぞれ選ばれた委員さんでそれぞれの部会をもって、またそれぞれの地域に帰って相当な議論をして、10年先の都市がどうあるべきかという議論をしてきたんですが、ただ、その議論の過程のなかに、今みたいな時代の流れ、いわゆる上意下達の時代ではなく

	<p>て国と市が対等ですよとそういう考え方があったんですけど、より具体的な話にするまでに至ってなかったんです。ですから、今言われたように、総合計画を作るときに、そういう機運が有れば、それが総合計画のなかにどしどし入っていくと思うんですけど、今は、出来上がった総合計画に定めたことをどんどんやっていこうという段階なんで、そこに、その総合計画のなかにそのルールを改訂して入れ込むだけの大きな要因にはなりえないと思います。</p>
委員	<p>まあ、計画自体を今から変えろという話をしているわけではないんですけども・・・</p>
委員	<p>総合計画を作って、その後、市民と意見のやりとりをしながら、毎年、議会に報告したり、あるいは、市報に載せたりして、どこまで市民に知らせるかというのが、いつも議論になるんですけども、皆さんの手許に何もかも届けて、お知らせするというのは不可能なので、どこまで周知して、検証できるかというのが、行政にとって、判断の難しいところなんです。</p>
委員	<p>そこで、どれだけ市民の意見を取り込めるかというのが（重要なわけですね。）</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員	<p>市民側としては、やはり、どんどん意見を聴いて欲しいという気持ちは、あると思いますよ。</p>
委員	<p>例えば、パブリックコメントなんかを実施しているじゃないですか。そこに意見は出てはくるんですけど、ごく一部に限られてしまってるんですね。広く意見を聴取する方法を考える必要があるのではないかということ、指摘はしているんですけども、なかなか、中身自体も分厚い本のようになっている状況なので、これを市民の皆さんが見て、何が問題なのかということ、指摘できるのかというのは、実際厳しいところもあるので、概要版とかをつくったり、いろいろ手は打っているようではありますが、全体的な意見聴取には、まだ至っていない状況ではあると思います。</p>
委員	<p>2010の策定には、私も関与してきたんですけども、あれは、地域ごとで相当な議論をしながら、各地域で今どのような問題があるのかということ、具体的にやってきて、それで最終答申をしたんですけど、それをうちの地域でみると、ただ討議しただけで終わったというだけで、特に何かが変わったというわけではない気がするんですね。</p>
委員	<p>2010を作ったときと今度の総合計画というのは、これは平成28年ですか、これを目途に計画したものですが、本来であれば、地域に出かける前に地域からの素案をもらって、それに対してどう変わりましたという成案を</p>

	<p>持って地域に出かけていくというのが、良かったのかもしれませんが、実際にそこまでは、やってません。どうしても、総合計画というのは、将来がどうあるべきかという話をしてるんで、なかなか地域の課題について意見をやりとりするというところに、そぐわないというか、そういう面があるんで、どうしても地域に出て行くと、地域の課題の話ばかりになってしまって、将来どうあるべきかという議論にならないんで・・・</p>
座長	<p>我々がここで作った自治基本条例そのものも、市民との距離感といえば、それがどの程度あって、それをどの程度縮めたらいいのか、縮める手段があるのかなのか、そういう議論も必要なんですよね。</p>
委員	<p>ですから、ここで必要な議論をして、私どもが満足して、これはいいものができたなど、仮にしてもですよ、それが市民にどれだけ理解されて、運用されるのか、ただ作りっぱなしでは、何もならんわけですからね。ですから、作りっぱなしにならんようなものを作らなければならないですね。</p>
委員	<p>その点ですね、あの、例えば、その総合計画みたいなものがあるし、市会議員さん達が作っていただいたもの（議会基本条例）がありますね。それから今度また、（この条例を）作ろうとしていますが、いろいろな形で理想像というか将来像というか、出てきている、出過ぎるくらい出てきてるんですね。問題は、行動に移す形のところまで来てて、行動ができていない。そのなかに、出てない部分というか、行動しやすい部分というか、取り組む形をとっていきようなやつを作る。もう少しわかりやすく。本当に市会議員の作ったやつで十分だという、一般の意見も出てますので。だから、言葉は違うけれども、いろんな形が出てくるから、それを具体化というか、実践というか、今川辺委員さんが言われた市民との距離感があるので、ほとんど分かっているけれど、市民の皆さんが分かっている部分で、やはり市民の意見というのが、非常に大事になってくる。と、僕は、最初から思っていますけれども。そういう意味では、それぞれの団体の意見の中でまだ抜けている部分、これから大事な部分でやらなきゃいけない部分、また、時代に合った部分とかを、どんどん具体的に出してですね、先生がさっき言われた具体的な部分を出して、そして少しずつでもまとめていかないと切りがない。本当にいい意見がいっぱいあるし、すでに出ているし、それぞれ持ってますね。それぞれの考えがある。</p>
委員	<p>ただ、やはり、すべてを網羅するということは、逆に何もできないような気が、私はするんです。ですから、自治基本条例は、こないだもちょっと意見が出ましたけれども、地方の4～5万人の人口のところで作る条例と40万以上の人口を有する中核市の条例が、すべてイコールで良いかという、それはちょっと厳しいと思う。</p>
委員	<p>今まで、出来上がったもの（他市町村の条例）を見ると、すごく立派なものというのは、あるんですね。だけど、それがあまりにも並びすぎて、どれ</p>

	<p>もが一律になってしまう。だから、私は以前、アンケートとかをとられたときにも、一番訴えたのですけれども、何かこれだけは日本一なんだというものを作って、目指して、そしてこれだけはみんなでやっていこうというような、そういうやり方のほうが、分かりやすいし、進めやすいのではないのかなと。なにもかも立派にというのは・・・</p>
委員	<p>そういうモデル的な自治基本条例を作るのであれば、こんなに時間をかけることは無いんです。</p>
委員	<p>それならば、役所の方にお願ひすれば、すぐにできますよね。</p>
委員	<p>大分の自治基本条例はこれだ、というようなものが、何かひとつ盛り込めればいいんじゃないかと、私はそう思いますが。それが、例えば、高齢者の福祉であっていいし。</p>
委員	<p>そのなかでポイントになるやつが、ひとつという訳にはいかんでしょうけれども、教育、福祉、環境、既にここに日本一のまちづくりも出てるし、だからそういう形のやつを、前文なら前文でも、簡単に、分かりやすく、ということをしていかんと、いつまでも経っても議論ばかりしては・・・</p>
委員	<p>この条例の位置づけというのは、いわゆる自治体の憲法ということになっているので、どうしても理念的な部分になってしまうんだと思うんですよ。ただ、それを補完するために、大分市にはたくさんの条例がありますし、規則とか要綱とかで、きちんとできるようになっているので、今、古岡委員がおっしゃったように、一つひとつのカテゴリーがあるんだと思うんですけど、それらをうまく包み込めるような、分かりやすい条文を作って、あとの部分については、個別に対応ができるようなことにしておいて、その都度、個別に必要な議論ができるような形を持っておく必要があるのかなと思います。</p>
座長	<p>個別の案件というのは、時々刻々変わっていくわけですね。ニーズも、環境も、社会的な要請も変わってきますから、それは、大きくは基本計画なんかで決めていくとして、その都度議会で議論するとかして、進んでいくわけですね。一方、この条例というのは、一度作れば、変わらないで、ずっと続けていかなければならないものですから。</p>
委員	<p>そこもね、まあ固定してしまう必要はないのかなという気はしてるんですけどね。</p>
委員	<p>見直しをしていくような必要は、あるだろうと思うんですね</p>
委員	<p>そのときの時代に応じた見直しというのは、必要になってくると、私も思いますね。</p>

委員	<p>条例を作って、何がどう変わるのかという議論をされるものですからね。条例を作って、それを動かしていくやり方をしないと。だから、条例は、やはりその都度見直していかないと、時代背景というのは、どんどん変わっていきますので。</p>
委員	<p>基本的には、市民というのをどういう風に定義するかという問題はさて置き、市民がどれだけ市の自治に関わる権利を持っているか、権利の裏には義務もついてくる訳ですけども、そういうものをきちんと制定することが必要なんだろうと思いますね。そのときに、市民はただ自治に参加する権利があるということだけだと、具体的にどういうところに、どこまで市民が直接意見を言えるかということまで踏み込まないと、しょうがないだろうと思います。いろいろそれは、ジャンルがあると思いますが、一例としては、先ほど話しを出しましたけれど、例えば予算とかについても市民がどれだけ見られるのか、いろいろあると思いますね。</p>
委員	<p>今、委員から、いい意見が出たと思うんですけど、権利だけでなく、やはり市民の義務というのを、やはりきちんと謳うべきです。往々にして、この条例というのは、何か市民の権利だけが一人歩きするような基本条例になることを、私は一番危惧しておりますが。</p>
委員	<p>まあ、市民としてはもちろん、ものを言いたいということはあると思います。</p>
委員	<p>それは、わかります。しかし、いわゆる、言いつばなしというのが、最近特に多いように、私は思います。</p>
委員	<p>ですから、言うからには、きちんと自分たちも動くという。それがないと、とは思いますが。</p>
委員	<p>あるところで、陳情を受けるとします。例えば、小学校のグラウンドを新しく作ってくれとか、地域から要望を受けて、それではと市も時間をかけて予算を組んで、さあ作りましょうとなると、必ず、それに反対する人が出てくるんです。</p>
委員	<p>そこら辺は、言葉の使い方が難しいところなんですけれども、どうしても、日本というのは、昔からお上の言うことを聞いて、下々は暮らしていくという部分がありましたので、ある種の上意下達のようなところがありますので、市民としては、どうしても義務というのを強調されてしまうと、上に言われてやらされているという気持ちで、どうしても強くなってしまふ。ですので、それに対して、市民としては、対等な立場でものを言っていかななくては、という時代に来てますので、それで、やっぱり市民の立場としては、権利のほうを強調して言わないと、という気持ちは、強くあると思うんですね。</p>

座長	<p>私は、以前、市民協働の基本指針作りに参加したんですけど、結局、市民が主体なんですよ。市民が動かない限りは、あれは、絵に描いたもちなんですよ。で、市民にどうやって動いてもらうのか、動くことが、市民にとって非常に大事なんだというふうに思ってもらえるのかということは、実は相当に難しい問題なんで、まだ、答えは出てないと思ってますけれども。これから、やっぱりコミュニティの再生に向かって、市民が自分で働きかけていかなければいけないし、条例自体も、市民にとって自分たちの大事な条例なんだと思ってもらえるか、そういう作り方ができるかということが、ものすごく大きな問題だと思うんですね。</p>
委員	<p>そのために、先生が言われておったように、具体的にひとつずつ話して行って、今出た市民権、あるいは、福祉の問題について話そうとか、ひとつずつしていく中で、それをまとめていくうちに、前文が出てくるだろうし、前文から入ってもいいしですね。だから、まず市民という考え方もいろいろな考えがあるし、僕にも考えがあるし、それぞれあるので、とにかく具体例として、どういう形のものが考えられていくかということ、まず、大事なことでもいいし、小さなことでいいし。</p>
委員	<p>「条例」というと、何か拘束するようなイメージが・・・</p>
委員	<p>だから、行政主導ではだめなんですよ。この条例だけは。絶対に。</p>
委員	<p>この主旨というのは、条例で縛るというよりも、地域の文化というか、何かそういうものを掘り起こすという側面もかなりあると思いますけどね。この自治基本条例というのは。</p>
委員	<p>とりあえず、中締めの間時間となりましたが、あまり取りとめのない内容になってしまいました。</p>
委員	<p>しかし、そういう議論がないと、ろくなものが出来上がらないと思いますよ。</p>
委員	<p>先ほど、委員長さんから提案があった、夢とか希望を、まずは、十分に語り合った上でやっていくのかということ、今あるものの中身から入って、必要性とか効果を見ながらやっていくのかというのは、どちらがいいのか・・・</p>
委員	<p>それは、やはり同時にやっていくというのが、自然だと思いますよ。</p>
委員	<p>しかし、教育の問題を語るにしても、夢でしょ。夢とかそういうのは、全部今から先のことを考えるんだから、全部夢ですよ。理想的なことを考えていこうとしてるんだから・・・</p>
委員	<p>子どもだ、年寄りだと、いろいろ言っても、やっぱり教育でしょうね。</p>

委員	私の古い頭の固定観念かもしれないけど、夢というのをどういう風に条例化するんですかね？
委員	まあ、理想がどういう形になるかということなんでしょうね。
委員	要するに、今問題になっていることと、それを解決するために今できることが夢でしょ。それを、これから20年後の夢とか言ったら、分かりにくいと思うけれども。
座長	それと、やはり夢というのは、個人の思いなんでしょうね。地域としてどういう夢を見るかということになると、これまたちょっと・・・
委員	将来のあるべき姿とでも言うのですか。
委員	個人ではなくて、社会的に見て、こうあるべきなんじゃないかというのが、先ほどの高齢者のことにしても、幼児虐待とかいうことにしても、これは本当に社会問題なんですね。だから、こうした問題が、少しでもですね、みんなが住みよい社会に、大分市がなるようなそんな形が作られたらいいなと思うんです。それが私は、夢だと思ってます。
委員	<p>それをするためには、私はやはり教育だと思うんですよ。親の教育であり、先生の教育であり、大人の教育も。なぜ、このように社会が乱れたのかなあと思うときに、いつも何が原因だろうと考えるんですけど、例えば、今の若い親が悪いと言ったら、その今の親を育てたのは、私たちの年代なんですよ。</p> <p>< 中断 ></p>
委員	今の委員長の話というのは、私は皆さんに一任します。というのは、私は、この検討委員に最初から入っているわけではなくて、途中から交代しての委員でありましたので、理念の話とかは、1回目、2回目でかなり議論もされてきたのかなとも思いますので、そこをまた、私がぶり返してもおかしい話ですので、最初から入っている皆さん方のご判断に、私は従います。それに沿っていきたいと思います。
委員	私も基本的には、同じですので。
委員	私なんかは、最初から入ってはいますけど、理念の話を具体的にしたつもりはないですね。そこが済んでいれば、既に侃侃諤諤の議論になっているはずですので。具体的な大分市のあるべき姿と言うような話は、出ておりませ

	<p>ん。ただ、思いとしてはあります。</p>
委員	<p>最初の方の議論の中身というのは、どんな様子でしたか。</p>
委員	<p>なかなか、雰囲気的にも発言しにくい状況で、議論が進まないの、それではということで、このようにグループ化してみ、初めて議論が活発になってきたような状況です。</p>
座長	<p>みなさん、言いたいことはあるんですけど、それを言うチャンスが出てくるまで、ちょっと辿り着かなくて、なんとなく手続き論で、理念型か具体型かで話してきて、ですからまだ入り口なんですよ。</p>
委員	<p>先ほどの教育の問題にしても、いろんなことで方向性というか、確認しあわなければならないことが多いと思うんですよ。</p>
委員	<p>私は、最初から皆さん方はかなり、言葉は悪いんですが、いろんな意見を述べて、それなりのガス抜きもされて、いるものと・・・</p>
委員	<p>やはり、やり方というのを試行錯誤しておりますから、委員さんの思いで、自治基本条例に対して、どんな考え方を持っているかというのをアンケートをとりまして、それぞれの思いを書いて、それを事務局の方でまとめたものをたたき台として、そこからやっ、言葉が出てきていますので。</p>
委員	<p>最初は、やはり勉強という感じから入りましたので、勉強しないと分からないことがたくさんありますね。この問題は。勉強すればするほど、見えてくるものがありますので、最初はもう、意見を言う以前に、何も分かってなかったなという・・・。ようやく少し、具体的に自治基本条例というのが分かってきたところで、皆さんもいろいろ言えるようになってきているという現状だろうとは、思うんですけど。今、皆さんのご意見を聴いたなかでは、切り離して話をするというのは難しいのかなという感じもあったんですけども、だから、グループ分けをして議論をせざるを得ないにしても、両グループの間の意見交換とかすり合わせというのは、すごくきちっとやらないといけないと思うし、グループに分けて話したつもりでも、絶対に違う相手方のグループの話は出てくると思うので、そういう話をどういう風に生かしていくのかということとは、すごく気になる場所ですね。</p>
委員	<p>具体論と理念を間違っていたら、大変なことになりますからね。ある程度、方向を修正しながらいかないと。</p>
委員	<p>議事進行上も、どうしてもそうしないと進められないというのであれば、やってみるのも一案かもしれないし、その方が、よりたくさんの意見がでるのかもしれないですけど、ただ、両者が全然違う方向に行ってしまうのを抑えないと、そこをうまくやっていかないといけないとは思いますが。</p>

<p>委員</p>	<p>理念というのは、難しい問題なんで、僕は、具体的な、例えば、教育の問題、それから、福祉の問題とかそういう具体例を気がつくだけでも挙げてですね、そのなかから、大事なものをひとつずつ話し合っていくという形で、そして理念を作っていく。そうしたことを、この次は、何か2つくらいは話してみたいなど。そういうような具体例を出していかないと。そのなかでも、かなり話すことは多いと思う。教育の問題だけにしても、すごく幅広く出てくるし、今考えなければいけない問題は、いっぱい出てきますよ。福祉の問題もなんでもそう。</p> <p>それともうひとつはですね、この基本条例が立派な案ができたとして、その活用が、どの辺まで力（効力）があるのかですね。作るのは、立派なものもできたとしても、議会でも立派な条例ができ、総合計画もできて、いろいろできてますが、そこで学校教育の問題が出てきたときに、学校の現場にこれをおろして、どれだけの力があるのか。ただ作るだけで、理想論ができたところで、学校の現場できちんとした考えをもっているかどうか。余程、活かし方というか、基本条例の。その辺を考えてますけど。そういう力がないと、理想論が出来上がってもですね。理想論を作ってもいいし、また作らないといけないですけど、出し方というか、市民にそれを持って行って、市民がまた・・・、こうしたことを行政は行政でやるし、議会は議会で持つてるし、それらをすり合わせながら活用していくとか・・・、その辺は難しいと思うので抜きにして、まず具体的に、教育の問題、福祉の問題などひとつずつでも、話し合っただけ進めていきましょうよ。そうすれば、何かいい案が出てくると思いますよ。そして、その案を市民に流していく、また、それに対する意見を聴けるというような形でいかないと。</p>
<p>委員</p>	<p>そのご意見とか、お気持ちはよく分かります。おそらく、市民としてお話になりたいのは、今直面している具体的な、教育とか、高齢者とか、福祉の問題だと思うんですよ。ただ、自治基本条例について、勉強してきて、だんだん分かってきたんですけども、自治基本条例というのは、最も大元になるものであって、各個別の問題を一つひとつ討議して、ああしろこうしろという力のあるものではないんですよ。というふうな理解に、私は至っているところなんです。なので、個別の問題は個別の問題で、やる部署とか、それに対応する別の条例とか規程とかがああるし、それが駄目なら、それを作り変えていくという作業が必要になるんですけども、その作り変えていく作業に、市民がどれだけかみ込んでいけるかという、その大原則を作るのが自治基本条例だというふうに、私は理解していますので、各個別の問題をここでいくら話し合っても、それは、直にはなんともならないと思います。ただ、個別の問題をどうにかするための、例えば、条例を改正したりする、その手続きのなかに、市民が直接自分の意見を反映できるか、その仕組みを作るのが、この自治基本条例だと、私は思っていますので、そういう意味で、個別の問題を語りたと思ってここに来られた方は、ちょっともどかしい思いを抱かれていますだろうと思いますけれども、それは、別のところで、やっぱりやらなくてはいけないことではしょうけれど。その別のところで、市民の意見</p>

	<p>を反映させるために、この条例を作るという、その大枠なので、そこできただけ市民の声を出せるようなものにして欲しいと、私たちは、ここで言わなければならないのだと思っています。</p>
委員	<p>理論的なもの、枠組みを作って、それを市民におろして、動くっていうのは、ないんですか。</p>
委員	<p>動かさなくては、いけないです。</p>
委員	<p>動かさなくてはならないですね。やはり、きちんと作るんであれば、ほんとに活用できるような、部署なら部署できちんとですね、きちんとできるような形をつくらないと、ただ時間だけかけて・・・と僕は、最初から言っているわけですね。</p>
委員	<p>もちろん、活用できるものをというのは、おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>僕らも、いろいろと活動してきたわけですね。その活動が、結局は、自己満足に終わってしまったという事で、広がりを持たないまま消化不良に終わってしまうわけですね。</p>
座長	<p>自治基本条例についてのコンセプトというのは、今のお話を聞いてると、皆さん、これだけの方々がいらっしゃっていて、全部バラバラなんですね。</p>
委員	<p>私は、自治基本条例というのは、先ほどお話もありましたけれども、大分の将来のあるべき姿を想定して、こういう方向に進めていきたいと思います、という程度にしかならないと思うんです。あと、教育の問題、福祉の問題にしても、それを自治基本条例のなかに、具体的に入れていこうとしても、まずは、教育で言えば、教育基本法とか国の法律があるし、福祉にしても、法律から県条例から市の条例まで、いろいろがんじがらめにあるし、そういうものまでを突っ込んでいって、大分の高齢者福祉はこうあるべきだなどということとは、自治基本条例では到底はいれるものではありませんよね。だから、先ほど委員が言われたように、ひとつのあるべき姿を、この自治基本条例に入れていくまでしかにしかならないんじゃないかと、私は、思います。</p>
座長	<p>市民の（なかで、この条例に）関心の高い方たちが、どう思っているのかということが、情報がありませんから、想像するんですけど、何か市民にとってプラスになるものを期待するんじゃないかと思うんですよね。やはり、自治の基本となる条例なんですからね。そういう期待にこたえられるのか、どうなのか、どういう形でこたえるのか・・・</p>
委員	<p>それに本当に答えるのであれば、間接民主主義ではなくて、直接民主主義を取り入れるような形にしないと・・・</p>

委員	<p>ひとつのやり方として、住民投票のような制度を盛り込むという方法は、あるかと思えますけれど。</p>
座長	<p>今、市全体の機能を高めていくときに、それは、行政も議会も一般市民もあるわけですが、そういうことに、これがどういうふうにつながっていくのかとか、それから、全体の目標をみんなで決めていくんだとか、どういう形で参加していくのかということ、そういう仕掛けだけを決めておけば、と思うんですが。あとは、個別具体的に、そのときそのときのテーマを当てはめれば、答えがポンとでてくるような・・・</p>
委員	<p>どういう場面で、どれだけ市民が参加できるのかということ、原則決めておいて、そうすると市民側としては、そこに原則を決めていますから、それに基づいて、私たちは私たちの意見を聴いて欲しいというふうに言える。市民としては、そこに大きな武器を手にすることができるんだというふうに、私は、理解しています。行政と議会の間の関係というのは、議会基本条例である程度整理された部分はあるのかなと思います。先ほどの総合計画に対する議員・議会のはたらきかけというのを聞いて、ああ、そういうことになっているのだなと思ったんですけども、あとは、市民ですよ。市民が、ここにどうやって係わっていけるのか、それが今後の問題になると思いますので、そこでやっぱり、市民として何かしら自分たちのプラスになることは、あったほうがいいと、市民の立場としては、思うと思います。</p>
委員	<p>そういう場面は、今までもあったんですよ。例えば、議会に対しても、権利とか市民の声を拾うとか、そういう理想的な形は、あったわけですよ。だから、僕は、もう少しこの基本条例をきちんとしたものに、力のあるものに、あるいは、いい面で動けるような形があればなというために、委員会に参加しただけです。今みたいに、民主主義で、どんどん（ものを）言える場はあるし、いろいろ立派な形はできているが、それがあいながら、なおかつまだ、抜けてる部分があるわけですから、そういう部分で・・・。だから、理論的な、基本条例については、先生方（市議）が作った立派な基本条例と僕たち一般の素人が考える基本条例の格差が、もう少し活かされるような、基本条例を・・・。極端に言えば、基本条例が一番頭に来るぐらいの・・・</p>
委員	<p>基本は、そうだと思うんですよ。私たちが作った議会基本条例も、個別でできてますけど、市によっては、自治基本条例のなかに入り込んでいるところもいっぱいあるわけです。だから、そういうのを考えたときに、今、議会が持っている議会基本条例も、自治基本条例の（傘の）なかのひとつの条例だと捉えることもできると、僕は思ってます。とにかく、条例、規則、要綱とかいうと何百とかあるわけですよ。それを（自治基本条例という）大きなもの（傘）で包むことによって、あと、一つひとつの条例とか規則とかは、（市民が）参加することによって、その都度検証して、変えることができるということの規定するのが大事なことだと。市民の方々が参加できると、必要な情報はもらえるんだと、それがうまくリンクしていければ、大分市が素</p>

委員	<p>晴らしい方向へ向かうことができるんだと、いうことになるんだと思います。</p> <p>それがね、ほとんど形として、すでにあるんですよ。いつでも参加できるし、どんどんできる、それはあるわけですから、その上にもうひとつ、基本条例をあえて作ろうとしてる。そのなかで、いい夢をうたって、理想的なものを作ろうとしているわけですから、そこに、もう少し本気で突っ込まないと・・・</p>
委員	<p>個別具体的なところというのは、どこまでその中に入れていかなければならないのかというのは、例えば、教育の問題で、児童虐待について入れるという話には、多分ならないので、大きく教育としてどうするか、子どもに対してどうするか、そういう大まかな定義しかできないと思うんです。</p>
委員	<p>とりあえず、雛形を作って、そのなかで一つひとつ議論をしていく方法をとらないと、ちょっと無理ではないか。</p>
委員	<p>例えば、ワークショップ形式で意見を出して議論をしていくとか、そのほうがいいと思いますけどね。</p>
委員	<p>このままでは、ずっと同じ議論になりそうですが。</p>
委員	<p>ひとつの方向に持っていくのは、なかなか難しくなっていますね。</p>
委員	<p>理論と具体的というところも、どこまですり合わせていけば・・・</p>
委員	<p>相互の整合性は、図らないといけませんから・・・</p> <p>以上</p>